

○宮崎大学教育学部企画室規程

〔 平成 28 年 4 月 1 日
制 定 〕

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部（以下「本学部」という。）の教育研究の充実及び推進を図る必要性に鑑み、学部長を補佐し、本学部の教育研究体制の在り方等について効率的に検討するため、本学部に教育学部企画室（以下「企画室」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 企画室は、前条の目的の達成に必要な教育研究計画や組織等の企画・立案を行い、学部長の学部運営を補佐する。

(組織)

第 3 条 企画室は、学部長が指名する教員 3 名程度をもって組織する。

2 前項の室員の任命について教授会の承認を得るものとする。

(任期)

第 4 条 室員の任期は設けない。ただし、当該室員を指名した学部長の任期の終期を越えることができない。

(室長)

第 5 条 企画室に室長を置き、第 3 条第 1 項の教員の中から学部長が指名する。

(室員以外の招集)

第 6 条 学部長は、必要に応じ室員以外の者を招集することができる。

(事務)

第 7 条 企画室の事務は、学部事務部総務係において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は企画室が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。